電子取引データの保存方法

【令和4年1月以降用】

電子取引データの保存方法をご確認ください

- ◆ 令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データを プリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれ ば差し支えありません (事前申請等は不要)。
- ◆ 令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのた めに必要な準備をお願いします。
- ▶ 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合 には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- ▶ 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただ く必要があります。

✓ 保存すべき電子データは?

◆ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

(例)請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりと りした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する 情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存す る必要があります(PDFやスクリーンショットによる保存も可)。

✓ どのように保存する必要があるのか?

◆ 改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法 以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。

◆ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的な ファイル名を設定する方法でも対応が可能です(詳しくは裏面をチェック)。

- ※ 2年(期)前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダ ウンロードの求め(税務職員への提示等)に対応できる場合には、検索機能 の確保は不要です。
- ◆ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける



令和3年11月 (令和3年12月改訂)

✓ 改ざん防止のための措置について

◆ システム費用等をかけずに導入できる"改ざん防止のための事務処理 規程"については、国税庁HPでサンプルを公表しています。

※Word ファイルで公表していますので、ひな形として ご活用いただけます。



🗸 検索機能を確保する簡易な方法について

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

◆ 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算 ソフト等の機能を使って検索する方法です。

(イメージ) 連番 日付 金額 取引先 備考 1 20210131 110000 核設商店 請求書 2 20210210 330000 国稅工務店摊 注文書 3 20210228 330000 国稅工務店摊 領収書

◆ 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取 B 20210131_110000_(株) 最初度 pdf 引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、 フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

(イメージ) (株) 京都工発面 000088 85501505 A

- (例) 2021年1月31日 (株霞商店からの110,000円の請求書なら「20210131 110000 (株霞商店)
- ※ 税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについ て提出してください。

市販のソフトウェア等を使用する方への参考情報

- ◆ 電子取引データの保存については、専用システムやソフトウェア等をご用意い ただかなくても対応いただけますが、保存や検索などが効率的にできるソフト ウェア等も販売されています。
- ◆ 要件を満たしたソフトウェア等か確認するための**認証制度**があります。 市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団 法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)の認証マークが付されてい ます。また、独自開発されるシステムを対象に税務署又は国税局に事前相談窓 口も設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達や Q&A については、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】 に掲載されています。詳しくは、 国税庁 電子帳簿保存法



国税庁

令和3年11月 (令和3年12月改訂)

* 確定申告書等作成コーナー

確定申告書は国税庁HPで作成できます。

画面の案内に従って金額等を入力することにより、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書等を作成することができます。

作成した申告書等は、e-Tax(電子申告)を利用して提出することができます。

また、印刷して郵送等により提出することもできます。

チラシについてはご自宅でお読みください

・「申告書の作成・送信は自宅で国税庁HPから!」

* 国税庁HPでの申告書作成

国税庁 確定申告書等作成コーナー

https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl

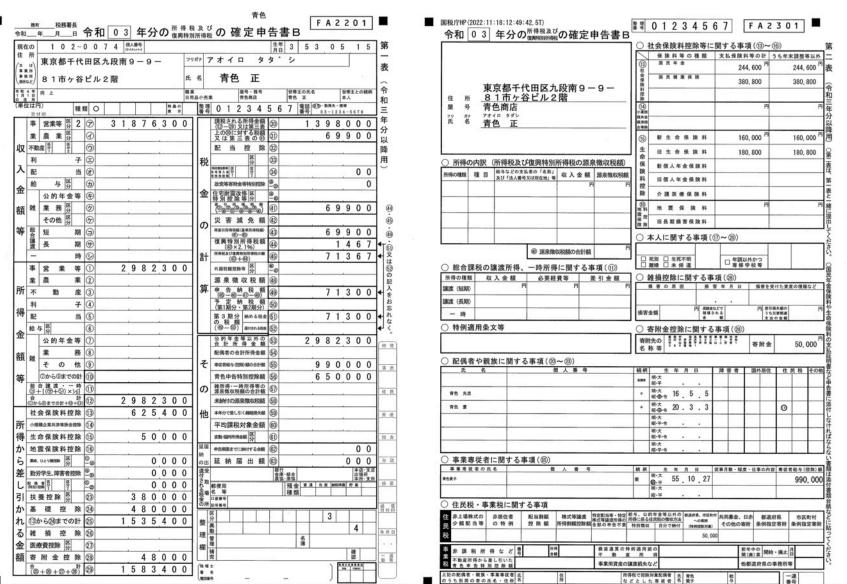
確定申告書の作成(例題)に基づく実際の作成作業

使用教材

- ・確定申告書の作成(例題)&青色申告決算書
- ・ 所得税確定申告書B(上記例題の解答)

A B C D E F GL H I J K

* 国税庁HPでの申告書作成 ※令和4年分は令和4年1月4日から稼働予定



* 申告書に添付・提示する書類 手引きpp.41-42

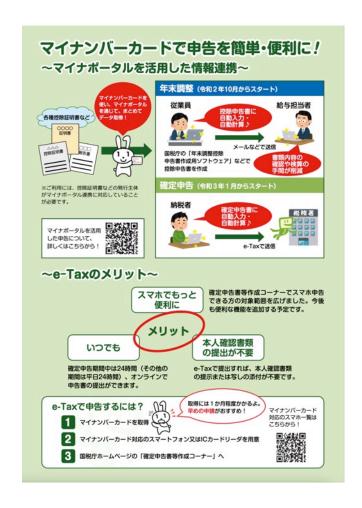
ばなりません。					区分に応じ添付す	するか又は提示した 者に提出します。	sitn	らの書類が描 ているかチェ しましょう。	לני
					は提示は 不要 です 票等を忘れずにお	(詳細は40ページを	参照して	ください。)。	ただし、税
						持ってたさい。 引)については、移	務署で本	人確認を行	iうため、ガ
本人確認書類の					です。		7		
マイナンバーカー	-K	マイナ	トンパーカート	さ(個	本人確認書類 人番号カード)	l .			添付又は提
をお持ちの方		※写	しを添付するは	場合	こは、表面及び裏面	面の <u>写し</u> が必要です。			-
		①番号	確認書類及び	2)身;		ド (冬の記載車面 (円	夕. 仕訴		添付又は提
マイナンバーカー	·ĸ	0	番号確認書類 (ご本人のマイ を確認できる書	イナン	/バー ●住民票の 書(マイナ ります。)	ド(その記載事項(氏 変更がない場合、又 が取られている場合 写し又は住民票記載 -ンパーの記載がある いずれか1つ	(S. 100 and)		本人確認書 の <u>写し</u> を、 付書類台紙 どに貼って 告書と一緒
をお持ちでない方	ī	ш			+	0.912515			提出する又は
		2	身元確認書類 (記載したマイ の持ち主である 確認できる書類	イナン ちこと 肌)	/バー ●パスポー ●身体障害 ● 存留カー	保険の被保険者証			本人確認書 を、提出の に提示する
※ 公的医療保険の被 さい。○申告内容に応し	保険者証	国税庁正の写し	ホームページを を添付する場合 の添付又は扱	ご覧	しの保険者番号及び が必要です。	被保険者等記号·番号		できない程度	に塗り潰して
※ 公的医療保険の被 さい。	は保険者証	国税庁	ホームページを を添付する場合 の添付又は扱 項目等	こり	しの保険者番号及び が必要です。 添行と	被保険者等記号・番号 は提示すべき書類	部分を復元	できない程度	に塗り潰して・
※ 公的医療保険の被 さい。	は保険者証 じて次の 事業	国税庁正の写し の書類・営業	ホームページを を添付する場合 の添付又は扱 項目等 等	是示力	しの保険者番号及び が必要です。 添作と 青色申告者 総	被保険者等記号・番号 は提示すべき書類 収入金額及び必要経	部分を復元	チェック概	に塗り潰して
** 公的医療保険の*** さい。 ○中告内容に応い 「収入金額等」	びて次の 事業 事業	国税庁したの写り	ホームページを を添付する場合 の添付又は扱 項目等 等	で見る。写	しの保険者番号及び が必要です。 添作 青色申告者 総 を 白色申告者 総	被保険者等記号・番号 は提示すべき書類 収入金額及び必要経 記載した「青色申告治 収入金額及び必要経 収入金額及び必要経	部分を復元 費の内訳 決算書」 費の内訳	できない程度	添付又は提
※ 公的医療保険の被 さい。○申告内容に応り	びて次の 事業 事業 不動	国際により、国により、国際により、国により、国際により、国際により、国により、国により、国により、国により、国により、国により、国により、国	ホームページを を添付する場合 の添付又は批 項目等	で見る	しの保険者番号及び が必要です。 添作 青色申告者 総 を 白色申告者 総	被保険者等記号・番号 ほ提示すべき書類 収入金額及び必要経 記載した「青色申告法	部分を復元 費の内訳 決算書」 費の内訳	チェック概	添付又は提
※公的医療保険の移さい。○申告内容に応じ「収入金額等」で、右の項目	安保険者証 じて次の 事業 事業 不動が総合が	国税庁した書類・営業産譲渡・農業	ホームページを を奉付する場合 の添付又は 項目等 等	で見る。	しの保険者番号及び が必要です。 添作 青色申告者 総 を 白色申告者 総	被保険者等記号・番号 体提示すべき書類 収入金額及び必要経 記載した「青色申告法 収入金額及び必要経 収入金額及び必要経 収入金額及び必要経 に載した「収支内駅間	部分を復元 費の内訳 決算書」 費の内訳	チェック概	に塗り潰してく 添付又は提 ・ 添付 申告書と一
※公的医療保険の移さい。○申告内容に応じ「収入金額等」で、右の項目	安保険者証 じて次の 事業 事業 不動が総合が	国際により、国により、国際により、国により、国際により、国際により、国により、国により、国により、国により、国により、国により、国により、国	ホームページを を添付する場合 の添付又は 項目等 等	で見る	い必要です。 ※付い 青色申告者 総を 白色申告者 総を	被保険者等記号・番号 体提示すべき書類 収入金額及び必要経 記載した「青色申告法 収入金額及び必要経 収入金額及び必要経 収入金額及び必要経 に載した「収支内駅間	部分を復元 費の内訳 決算書」 費の内訳	チェック概	に塗り潰してく 添付又は提 ・ 添付 申告書と一
※公的医療保険の移さい。○申告内容に応じ「収入金額等」で、右の項目	安保険者が で次の 事業 不動が 総合が 総合が	国税庁した書類・営業産譲渡・農業	ホームページ場合 の添付又は打 項目等 等	で見る。	しの保険者番号及び が必要です。 ぶらい 青色申告者 総を を を を を を を を を を を を を を を を を を て	被保険者等記号・番号 体提示すべき書類 収入金額及び必要経 記載した「青色申告法 収入金額及び必要経 収入金額及び必要経 収入金額及び必要経 に載した「収支内駅間	部分を復元 費の内訳 決算の内訳 決算の内訳 計量の内訳 十金につい料	チェック概	に塗り潰してく 添付又は提 ・ 添付 申告書と一
※公的医療保険の移さい。○申告内容に応じ「収入金額等」で、右の項目	を保険者が 事業 事 動 総合 総合 社会	国内でした。 一部類・営業 産譲渡・保険料	ホームページ場合 の添付又は打 項目等 等	である。	しの保険者番号及び が必要です。 ぶらい 青色申告者 総を を を を を を を を を を を を を を を を を を て	被保険者等記号・番号 は提示すべさ書類 収入金額及び必要経 記載した「南色中島治 収入金額及び必要経 記載した「収支内訳」 記載した「収支内訳」 を受ける場合は、「社 を受ける場合は、「社 を検証明書」等(※1)	部分を復元 費の内訳 決算の内訳 決算の内訳 計量の内訳 十金につい料	チェック概	に塗り潰してく 添付又は提 ・ 添付
※ 公的医療体験の移 さい。 ○申告内容に応 「収入金額等」 で、右の項目 を記入した方	安保険者が 事業 不 動 総合 社会 小規格	国内でした。 一部類・営業 産譲渡・保険料	ボームペーンを を添付する場合 の添付又はお 項目等 毎 短期 長期 控除	で (2) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	しの保険者番号及び が必要です。 ぶがか 青色申告者 総 を を 自色申告者 を 国民年全保険料が (国民年全保険料が (国民年全保険料が 支払った財金銀の 支払のおけ金銀の	被保険者等記号・番号 は提示すべさ書類 収入金額及び必要経 記載した「南色中島治 収入金額及び必要経 記載した「収支内訳」 記載した「収支内訳」 を受ける場合は、「社 を受ける場合は、「社 を検証明書」等(※1)	部分を復元 費の内訳 東尊書] 要の内訳 計会につい 社会保険料	チェック機	添付又は提出する 本付又は提出する
※公的医療保険の移さい。○申告内容に応じ「収入金額等」で、右の項目	な保険者が 事事を 不総合 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	国の写りと	ボームペーンを を添付するご紹介でいます。 の添付又はお 類等 短期 長期 控除 技済等掛金控除		しの保険者番号及び が必要です。 ぶらい 青色申告者 総を 自色申告者 総を 国民年金保険料技術 (国民年金保険料技術 (国民年金保険料技術 で、1契約9千円以 で、1契約9千円以	被保険者等記号・番号 は提示すべさ書類 収入金額及び必要経 記載した「南色中告注 収入金額及び必要経 記載した「収文空別記 まで載した「収文空別記 まで載した「収文空別記 はでは を受ける場合は、「存 控除証明書」等(※1) 証明書(※1) 書(旧生命保険料に 下のものを除きます	部分を復元 費の内訳 東尊書] 要の内訳 計会につい 社会保険料	デェック概	に塗り潰してく 添付又は提出する 一添付とした。 添付とする 「添付又は提出する」
※ 公的医療体験の移 さい。 ○申告内容に応 「収入金額等」 で、右の項目を記入した方	保険 (で) (保険 (本)	国のの書類を営業を選集を登録を開発しています。 とのできる とのできる という という という はい	ボームペンを を かけて ション で	でである。 学 で の の の の の の の の の の の の の	しの保険者番号及び が必要です。 ぶがい 青色申告者 総 を 総 を 総 を 総 を 総 を 総 を 総 を は を は を は な と は な と な な と な な と な な と な な と な な と な な と な な と な か た か を な な な と な な な な と な な な な と な	被保険者等記号・番号 (は提示すべさ書類 収入金額及び必要経 記載した「南色中告注 収入金額及び必要経 記載した「収文空別訳 (化合譲渡用) (び国民年金基金か 17 を受ける場合は、 17 を検験が明書(※ 1) 証明書(※ 1) 諸(※ 1) なび国民・主義・主 はないます。	部分を復元 費の内訳 発育書」 サ金につい 社会保険料	チェック権	に塗り潰して・
※ 公的医療体験の移 さい。 ○申告内容に応 「収入金額等」 「収入金額等」 で、右の項 でを記入した方 「所得から多差側」 で、右の項目 である金額目 で、右の項目	保保 次 事事 事 報 総合合 社会 小規 生 地震 勤労 澤 曹 本 動 労 ア	国の の 書類 学業 業 選 深 保 保 保 保 保 保 保 保 保 保 保 保 保 保 保 保 保 保	ボーム・フィーンを を を かから かから かから かから から から から から から から から から	では、 学 イ の の の の の の の の の の の の の	しの保険者番号及び が必要です。 ぶがい 青色申告者 総を を総を に自色申告者 総を に自色申告者 総を に国民年金保険料技験(国民年金保険料技験(国民年金保険料技験(国民年金保険料技験(国民年金保険料技験(国民年金保険料技)のでは、また計金額のでは、また計金額のでは、また計金額のでは、また計金額のといる。 支払額などの配明・ 支払額などの配明・ 支払数などのという。 支払額などの配明・ 支払額などの配明・ (※1) 支払額などの配明・ 支払額などの配明・ (※1) 支払額などの配明・ (※1) 支払額などの配明・ 大きを学見がされる配明・ 対象を学しない。 国外居住現族にご	被保険者等記号・番号 (は提示すべさ書類 収入金額及び必要経 記載した「南色中告注 収入金額及び必要経 記載した「収文空別訳 (化合譲渡用) (び国民年金基金か 17 を受ける場合は、 17 を検験が明書(※ 1) 証明書(※ 1) 諸(※ 1) なび国民・主義・主 はないます。	部分を復元 費の内訳 発育書」 計金にでは 経済を であるもの である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	チェック権 □ □ □ □ □	添付又は提 一添付 申告書と 一添付と関 で で で で に 提出する

	項目等		添付又は提示すべき書類	チェック機	添付又は提示
	127	1 17	医療費控除の明細書(→43ページ)		
	医療費控除	27	医療費通知(医療費のお知らせ) (原本) ○ 医療費通知を添付し、明細の記載を省略する場合に限ります。保険者番号及び接保険者等記号、番号認分がある場合は、 その番号部分を復元できれる場合に乗り渡してくださし。		添付 申告書と一緒 に提出する
		0	各種証明書等(おむつ証明書など)		添付又は提示
所得から差し 引かれる金額」 で、右の項目	セルフメディケーション 税制による医療費控除の 特例	20	セルフメディケーション税制の明細書		添付 申告書と一緒 に提出する
で、石の項目を記入した方	寄附金控除	28	●寄附した団体などから交付された寄附金の 受額医(象3) ・特定の公益法人や学校法人などに対する寄 附や、一定の特定公益信託の信託財産とす あための支出については、その法人や居 の写し ●政治献金については、選挙管理委員会等の 確認印のある「審附金(税捌) 控除のための書 類3(※4)		添付又は提示 添付書類台紙 などに貼って 申に提出する 又は 提出の際に提 示する
	「 」(区分)	33	適用を受ける控除の計算に関する明細書等		
	(特定增改築等) 住宅借入金等特別控除	34	HP参照:「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」、「(特定増改築等)住宅借入金等特別 控除を受けられる方へ」		添付 申告書と一緒 に提出する
			「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」		
	政党等寄附金特別控除	35	選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」(※4)		添付書類台紙など に貼って申告書と 一緒に提出する
	認定NPO法人等寄附金 特別控除	36	HP参照:『認定NPO法人等寄附金特別控除 を受けられる方へ』		添付 (添付書類台紙
税金の計算」 で、右の項目 を記入した方	公益社団法人等寄附金 特別控除	37)	HP参照:『公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ』		などに貼って) 申告書と一緒 に提出する
EBUXOICI	住宅耐震改修特別控除	38	HP参照: 『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』		
	住宅特定改修特別 税額控除	39	HP参照:『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』		
	認定住宅新築等 特別税額控除	40	HP参照:「認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ」		添付 申告書と一緒 に提出する
1	外国税額控除	46	「外国税額控除に関する明細書」		- KILLY 9 W
	ム和味噌敷料開料		外国所得税を課税されたことを証明する書類 『分配時調整外国税相当額控除に関する明細書』	H	
	分配時調整外国税 相当額控除	47	各種支払通知書等		
2 「親族関係書類 ①戸角国の原名書類 ①戸角国の原名書類 ①主法金融の原名 第一位 ② (1) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	則とは、次の①又は②のいずれ の写しその他の国又は地方公社 は外国の地方公共団体が発行し 削しは、次のの以は②の書類で 人に行ったことを明らかにする 書類又はその写して、その金融 しジットカード発行会社の書類 の国外居仕類族が帰島等を開入 にする書類 にする書類 にする。 大にする。 大にする。 大にする。 は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	かの体制をの関した。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	が行う為替取引によりあなたから国外居住親族に支払 その写しで、国外居住親族が、そのクレジットカード こと等により、その商品等の購入等の代金に相当する)写し 記載があるも 費に充てるた をしたことを 発行会社が交 額をあなたか の書類につい 確認ください	のに限る。) めの支払を、必 明らかにする書 付したカードを ら受領したこと では、確定申告 。) の発行する年

* 国税庁HPでの申告書作成

マイナンバー制度について





マイナンバー制度について

お知らせ

税務署へ提出する申告書や届出書などには

マイナンバーの記載が必要です!

税務署へ申告書などを提出する際は、"毎回"

マイナンバーの記載



本人確認書類の 提示又は写しの添付

が必要です。

マイナンバー PRキャラクター

※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

本人確認書類(番号確認書類+身元確認書類)

○ マイナンバーカードをお持ちの方は

番号確認と身元確認が1枚でできます。

○ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

- ●通知カード*1
- ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限ります。) などのうちいずれか1つ*2





- ●運転免許証
- ●公的医療保険の被保険者証
- ●パスポート

などのうちいずれか1つ



e-Taxのメリット

~e-Taxのメリット~

スマホでもっと 便利に 確定申告書等作成コーナーでスマホ申告 できる方の対象範囲を広げました。今後 も便利な機能を追加する予定です。

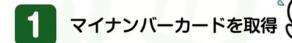
メリット

いつでも

確定申告期間中は24時間(その他の 期間は平日24時間)、オンラインで 申告書の提出ができます。 本人確認書類の提出が不要

e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示または写しの添付が不要です。

e-Taxで申告するには?



取得には1か月程度かかるよ。 早めの申請がおすすめ!

マイナンバーカード 対応のスマホー覧は こちらから!

- 2 マイナンバーカード対応のスマートフォン又はICカードリーダを用意
- 3 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ



参考:振替納税について

[令和4年分 申告所得税及び復興特別所得税]

納期等の区分	法定納期限	振替日
確定申告	令和5年3月15日(水)	令和5年4月24日(月)
確定申告延納	令和5年5月31日(水)	令和5年5月31日(水)

[令和4年分 消費税及び地方消費税]

納期等の区分	法定納期限	振替日
確定申告(原則)	令和5年3月31日(金)	令和5年4月27日(木)

[振替納税のメリット]

振替納税は金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされる便利な制度

- ・納期が約1ヶ月先になる
- 現金を持ち歩かなくとも済む
- ・金融機関又は税務署に出向かなくても済む
- ・うっかりミスによる無申告加算税が免除される場合もある

参考:振替納税について

[振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書(個人)のオンライン提出について]

令和3年1月から、個人の方の振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書が e-Taxで提出可能となりました。

パソコンやスマートフォンからe-Taxソフト(Web版・SP版)にログインし、入力画面に沿って必要事項を入力することにより、振替依頼書等の記入や金融機関届出印の押印なしに、オンラインで振替依頼書等を提出できます。

なお、振替依頼書等のオンライン提出においては、金融機関の外部サイトにより利用者認証を行うので、電子送信時に電子署名及び電子証明書の添付は不要となります。

振替依頼書は、納税者ご自身名義の預金口座のみご利用できます。(ご自身 以外の預金口座を利用することはできません。)

* 所得税の場合の節税方法は、青色申告の特典の利用に尽きる

- ・たな卸資産の低価法による評価の選択(所令991)
- ・一括評価による貸倒引当金の設定(所法522)
- ・中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入(措法28の2)
- ・ 青色申告特別控除(措法25の2)
- ・ 青色事業専従者給与の必要経費算入(所法571)
- ・純損失の繰越控除(所法701)
- ・純損失の繰戻しによる還付(所法140、141)

* 青色申告制度

日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい 申告をすることで、所得の計算などについて有利な取扱いが 受けられる制度です。

青色申告をすることができるのは、事業所得等のある方です。 青色申告をしようとする方は、その年の3月15日までに 「**青色申告承認申請書**」を所轄税務署に提出してください。

■ その年の1月16日以後に新たに開業した方は、開業の日から 2か月以内に提出してください。

* 主な青色申告の特典

青色申告者には、数多くの特典がありますが、 その主なものは 次のとおりです。

- ◆ 青色申告特別控除
- ◆ 青色事業専従者給与の必要経費算入
- ◆ 純損失の繰越しと繰戻し
- ◆ 少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例

* 青色申告特別控除

青色申告者に対しては種々の特典がありますが、その一つに 所得金額から最高65万円、55万円又は10万円を控除する という**青色申告特別控除**があります。

※令和2年分から改正あり

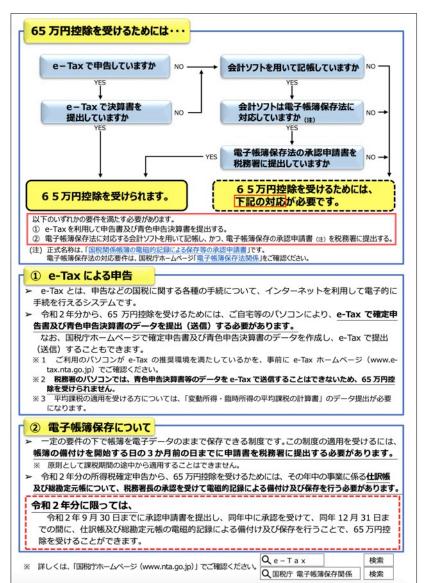
* 青色申告特別控除

	控除額	適用要件
A	55万円	(1) 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること (2) これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則(一般的には 複式簿記)により記帳していること (3) (2)の記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書 を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を 記載して、法定申告期限内に提出すること
В	65万円	上記Aの要件に該当していることに加え、次のいずれかに該当していること (1) その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存を行っていること (2) その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、確定申告書の提出期限までにe-Taxを使用して行うこと
С	10万円	上記A及びBの要件に該当しない青色申告者

確定申告書作成に係る注意事項の確認

* 青色申告特別控除の適用要件





確定申告書作成に係る注意事項の確認

* 青色申告特別控除の適用要件

平成 30 年度の税制改正での主な変更点は次のとおりです。 個人の方の所得税について

- ①青色申告特別控除額が変わります。(現行 65 万円⇒改正後 55 万円)
- ②基礎控除額が変わります。 (現行 38 万円⇒改正後 48 万円)
- ③「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

e-Taxによる申告(電子申告) 又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除(以下、「65万円控除」といいます。)が受けられます。

※ 以上の改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

改正前(令和元年分申告まで)				
	控除額要件			
青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法	
65 万円	38 万円	103 万円	(1)正規の簿記の原則で記帳 (複式簿記) (2)貸借対照表と損益計算書 を添付 (3)期限内申告	
10 万円	38 万円	48 万円	簡易な記帳	



* 青色事業専従者給与の必要経費算入

青色申告者と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、 その事業に専ら従事している人(青色事業専従者)に支払った 給与は、あらかじめ納税地の所轄税務署に提出した届出書に 記載された金額の範囲内で、青色事業専従者の労務の対価と して適正な金額であれば必要経費とすることができます。

* 純損失の繰越しと繰戻し

事業所得等が赤字となり、純損失が生じたときは、 その損失額 を翌年以後3年間にわたって各年分の所得 から差し引くことが できます(純損失の繰越し)。

また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます(純損失の繰戻し)。

* 少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例

再掲)

テキスト p.26

使用可能期間	取得原価	取り扱い			
1年未満	10万円未満	取得原価をその年の経費(消耗品費など)にする。			
十个個	10万円以上	取得した年に業務の用に使用しなかった場合は、経費とせず、棚卸資産として資産計上。			
	10万円未満				
	10万円以上	原則 減価償却の対象			
1年以上	10万円以上20万円未満	選択 一括償却資産として3年にわたり取得価額の 1/3 を各年の経費に計上可能。 (年間合計金額上限無し) ※償却資産固定資産税の申告対象外			
	10万円以上30万円未満	選択 少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入 の特例の適用を受けることで、取得価額の全額を その年の経費に算入可能。(青色申告のみ) ※年間合計金額上限は3百万円			

140